

ロンドン事務所

【地方分権の最近の動向について】 英国

本報告書では、スコットランド、ウェールズ、北アイルランド、イングランドの英国各地域への分権について、最近の進展などをレポートする。

スコットランド

2009年6月、スコットランドへの分権の今後について検討していた通称「カルマン委員会 (Calman Commission)」が、調査の最終報告書を発表した。カルマン委員会は、スコットランド労働党、スコットランド保守党、スコットランド自由民主党¹の上院議員、産業界、ボランティアセクターの代表者などで構成され、グラスゴー大学総長であるケネス・カルマン卿が委員長を務めていた。報告書では、スコットランドへの分権のあり方を見直し、特定の税の税率決定権等についてスコットランド議会の権限を強化することなどが提案されており、当時労働党が政権を握っていた英国の中央政府は、その内容を歓迎する旨を表明した。2010年5月の総選挙で誕生した保守党・自由民主党の連立政権は、同委員会の提案を立法化するとの前政権の方針を引き継ぐ旨を明らかにしており、2010年6月下旬に行われた「クイーンズ・スピーチ」²で発表された政府法案には、これを目的とした「スコットランド法案 (Scotland Bill)」が含まれていた。

カルマン委員会に参加していたスコットランド労働党、スコットランド保守党、スコットランド自由民主党は、いずれも現在はスコットランド自治政府の野党であり、スコットランドの英国への帰属を支持している。一方、2007年5月以降、スコットランド自治政府で少数与党政権を運営しているのは、スコットランドの英国からの独立を訴えるスコットランド国民党 (SNP) である。SNP 率いるスコットランド自治政府は2010年2月、スコットランド独立に向けた試みの第一歩として、「住民投票 (スコットランド) 法案 (Referendum (Scotland) Bill)」の草案をスコットランド議会に提出した。同法案が立法化されれば、スコットランドの英国からの完全な独立の是非を問う住民投票が、スコットランドの守護聖人の祝日である「セント・アンドリュース・デー」にあたる2010年11月25日に実施されることになる。

次回のスコットランド議会選挙は2011年5月5日に実施される。SNPは過半

¹ それぞれ労働党、保守党、自由民主党のスコットランド支部。

² 国会の新たな審議期間 (parliamentary year) の開始に際し、国会議事堂で、当該審議期間中に審議予定の政府法案のリストを女王が読み上げる伝統儀式。

数の議席獲得を狙っており、一方、スコットランド労働党は、スコットランド自由民主党との連立政権を復活させることを望んでいる³。この日はまた、中央政府が、下院選挙の投票方法の変更に関する住民投票を英国全土で実施することを予定している日でもある。住民投票では、下院選挙の投票方法を、現行の「先着順当選制 (First-past-the-post)」から、「代替投票制 (Alternative Vote、AV)」へと移行させる案の是非が問われることになる。スコットランド自治政府は、この住民投票をスコットランド議会選挙と同日に実施する計画について中央政府から何の相談も受けていないとして、「(国民の関心をスコットランド議会選挙から逸らす) 無礼極まりない行為である」と批判している。

ウェールズ

ウェールズ議会政府は 2007 年、元英国国連大使であるエミール・ジョーンズ・パリー氏を議長とし、政界、産業界、労働組合、ボランティアセクターなどの代表者をメンバーとする「オール・ウェールズ会議 (All Wales Convention)」を創設した。その目的は、ウェールズへの分権の仕組みについて住民に周知すると同時に、ウェールズ議会が、権限を委譲された分野において、中央政府からの承認を必要としない完全な立法権を有するべきかという問題について、住民の意見を採取し、分析することなどであった⁴。

「オール・ウェールズ会議」は 2009 年 11 月、最終報告書を発表し、中央政府からウェールズ議会への完全な立法権の委譲の是非を問う住民投票の実施を提案した。2010 年 2 月、ウェールズ議会は、住民投票の実施に必要な手続きを行うよう中央政府のウェールズ相に求めることを賛成多数で可決、承認した。この手続きとは、住民投票の詳細を規定した二次立法を策定し、下院に提出することであるが、5 月に総選挙が実施された関係で、まだ実行に至っていない。

現在のところ、住民投票は、2011 年 1～3 月に行われる見込みである。ウェールズ議会選挙と同日の 2011 年 5 月 5 日に住民投票を実施する可能性については、野党のウェールズ保守党及びウェールズ自由民主党が強く反対している。また、ウェールズ議会政府は、中央政府が策定した住民投票の投票用紙に記載される質

³ スコットランド労働党とスコットランド自由民主党は、1999～2007 年、スコットランド自治政府で連立政権を運営していた。

⁴ ウェールズ議会は既に、「2006 年ウェールズ政府法 (Government of Wales Act 2006)」で規定された 20 の「分野 (Field)」に限り、「ウェールズ議会規則 (Assembly Measure)」を制定することができる。しかし、ウェールズ議会規則を制定するには、その都度、二次立法の一つである「立法権付与命令 (Legislative Competence Orders)」に対する承認を英国議会から得ることにより、20 分野中のある分野における、規則を制定しようとする「事項 (Matter)」に関する立法権を、英国議会から付与される必要がある。「立法権付与命令」が承認されると、20 分野中のある分野において、ウェールズ議会が立法権を有する「事項」が追加される。また、「立法権付与命令」に対する承認を英国議会から得なくとも、英国議会が制定した法律に「授権規定 (enabling provision)」が含まれていれば、ウェールズ議会は、ある分野の「事項」について、立法権を得ることができる。

問文の文言に関して、住民が賛否を問われている内容を正確に表していないとして、異議を唱えている。

* * *

2008年7月、ウェールズ議会は、「ウェールズの財源・財政に関する独立調査委員会（Independent Commission on Funding and Finance for Wales）」を設置した。同委員会の設置は、2007年5月のウェールズ議会選挙で発足したウェールズ労働党とウェールズ国民党から成る連立政権が同年6月に発表した政策綱領文書「一つのウェールズ（One Wales）」に盛り込まれていた。同委員会は、リーマン・ブラザーズ証券で首席エコノミストを務めていたジェラード・ホルサム氏が委員長を務めていたため、通称「ホルサム委員会」と呼ばれ、他に2人のメンバーがいた。

委員会への付託事項は下記の通りであった。

- ・現在用いられている公式に基づくウェールズ議会政府への補助金配分方法の利点と欠点を検討する。
- ・現行の方法に代わって、ウェールズ議会政府が利用できると考えられる財源確保の方法について検討する。ウェールズ議会政府が域内税率変更権を獲得する、ウェールズ議会政府の資金借り入れ権限を拡大するなどの案を検討する。

このうち、「公式に基づくウェールズ議会政府への補助金配分方法」とは、イングランドを除く3地域（スコットランド、ウェールズ、北アイルランド）への補助金算定方式である「バーネット・フォーミュラ（Barnett Formula）」を用いた方法を意味する。「バーネット・フォーミュラ」では、各地域の人口が英国全体の人口に占める割合を元にして補助金額を算定する⁵。

同委は2010年7月、最終報告書を発表し、ウェールズ議会政府の財源は、英国の他地域と比較したウェールズの相対的なニーズに基づいて計算した中央政府からの一括補助金及びウェールズ独自の税収の2つで構成されるべきであると提案した。中央政府からウェールズ議会政府への委譲が考えられる税源としては、個人所得税、土地印紙税、埋め立て税、法人税などを挙げており、このうち、個人所得税からの税収が、ウェールズ独自の税収の大半を占めることが想定されると記している。しかし報告書は、この実現には法的及び実務的な困難が伴うため、

⁵ バーネット・フォーミュラの仕組みは、財務省が毎年発行する「財務政策声明（Statement of Funding Policy）」で説明されている。

更なる検討と議論が必要であると強調している。

報告書はまた、所得税率のうち、ウェールズ議会政府が変更できる税率について、ウェールズ議会政府が、異なる所得区分（tax bands）に異なる税率を設定することを可能にすべきであると提言した。これに対し、前述の「カルマン委員会」は、スコットランド議会が決定できる所得税の税率は、全ての所得区分で統一するよう提案していた⁶。

* * *

2010年7月、ウェールズ議会政府は、ウェールズの地方自治に関するウェールズ議会法案を議会に提出した。同法案が立法化されれば、ウェールズ議会政府は、ウェールズの自治体に対し、自治体間のより密接な協働とサービスの共同提供の実施を義務付ける権限を獲得する。また、人種、性別、年齢などの点で地方議員の多様化を目指す内容も含まれている。

ウェールズ議会政府のカール・サージェント社会的公正・地方自治大臣は最近、ウェールズに22もの自治体が存在するのは多過ぎるとの発言を行っている。同大臣は、抜本的な自治体再編は経費が掛かり過ぎると述べたうえで、自治体は、他の自治体との協働によって事務費用の削減等を実行し、効率化に努めるべきであると発言した。ウェールズでは、1996年の自治体再編で、それまでの二層制の仕組みから一層性への移行が行われ、現在、22のユニタリーが設置されている。

次のウェールズ議会選挙は、スコットランド議会選挙と同じく、2011年5月5日に投票が行われる。ウェールズ労働党は、単独での過半数の議席獲得か、または少なくとも現在のウェールズ国民党との連立政権の継続を狙っている。

北アイルランド

北アイルランド自治政府のエドウィン・プーツ環境相は2010年6月、北アイルランド内の26の自治体を11の大規模自治体に統合する計画について、2015年ま

⁶ カルマン委員会は、現在は英全土で共通である所得税の税率を、全ての所得区分において、スコットランドのみ英国の他地域より10%低く設定することを提案した。スコットランド議会は、他地域より10%低く設定された所得税税率に上乗せするスコットランド独自の所得税率を決定する。この「スコットランドのみの所得税率」は、10%を超えても、またそれより低くてもよいが、全ての所得区分に対して一律の税率を適用することを提案した。これに対し、ホルサム委員会の提案は、英全土で各所得区分に適用されている所得税率のそれぞれ半分に対してウェールズ議会が税率変更権を有するというものである。ウェールズ独自の税率は、英全土で適用されている税率の上下3%以内とし、かつ、各所得区分で異なる税率を適用することを可能にすべきと提案した。つまり、所得税率が20%の所得区分については、そのうちの10%についてウェールズ議会が変更権を持ち、7~13%に設定できるようにするとの提案である。

で実施を遅らせる案を却下したことを明らかにした。これにより、政府内及び地方自治体と政府間でも意見がまとまらず、長らく膠着状態にあった北アイルランドの自治体再編計画は、事実上、廃案になった。

同計画に関する争点の一つは、現在はベルファスト市内に位置するダンマリー地区（Dunmurry）の所属自治体に関してであり、自治政府で連立政権を組む民主統一党（DUP）とシン・フェイン党の間で、自治体再編後も引き続きベルファスト市内に組み込むか、または新設される予定であったリスバーン・シティ・アンド・カッスルリー市（Lisburn City and Castlereagh）に組み込むかで意見が分かれていた。また、自治政府は、自治体再編と同時に、北アイルランド全土をカバーする単一の廃棄物処理当局及び全自治体のバックオフィス業務を請け負う新たな組織を設置することを計画していたが、これに対しては、自治体から反対の声が上がっていた⁷。

スコットランド、ウェールズと同じく、次回の北アイルランド議会選挙は 2011 年 5 月 5 日に実施される。この日は北アイルランドの地方議会選挙の投票日でもあるが、有権者の混乱を避けるため、地方選は 3 月に実施すべきであるとの意見も聞かれている。また、スコットランド自治政府と同様、北アイルランド自治政府も、中央政府が選挙制度改革に関する住民投票を 5 月 5 日に予定していることに異議を唱えている。

イングランド

コミュニティ・地方自治省は 2010 年 6 月 17 日、公共支出削減策の一環として、イングランド内 8 地域の「地方自治体リーダー委員会（Local Authority Leaders Boards）」を廃止することを明らかにした。「地方自治体リーダー委員会」は、地域審議会（Regional Assemblies）⁸に代わる組織として今年 3 月に設置されたもので、その役割は、地域開発公社（RDAs）の業務の監視、地域開発公社が策定する「地域戦略（Regional Strategy）」の承認などであったが、新連立政権が地域開発公社の廃止を決定したことを受け、同時に廃止されることになった。政府は、「地方自治体リーダー委員会」の廃止によって、コミュニティ・地方自治省が今年、600 万ポンドの経費を削減できると述べている。また、イングランドの地方自治体が過去 1 年間、「地方自治体リーダー委員会」の設置に総額 1000 万ポンドを拠出したことを指摘し、同組織の廃止は、自治体の経費削減にも繋がると強調している。

* * *

⁷ バックオフィス業務とは、総務、人事給与、会計、在庫管理などの事務管理業務（後方業務）の総称。

⁸ 地域審議会は、ロンドンを除くイングランドの 8 地域に設置されていた。地域審議会のメンバーは任命制で、地方議員、地域組織の代表者などで構成されていた。

ビンス・ケーブル・ビジネス・改革・技術相及びエリック・ピクルス・コミュニティ・地方自治相は 2010 年 6 月下旬、イングランドの全自治体に宛てて、地域開発公社に代わる組織として「地域産業パートナーシップ (LEPs)」の設置を検討するよう求める書簡を送った。「地域産業パートナーシップ」は、1ヶ所以上のカウンティまたはユニタリー、及び当該カウンティの域内に位置するディストリクトの代表者、及び産業界の代表者で構成されることになる見込みである⁹。各パートナーシップのリーダーは、産業界の代表者が務めることが想定されているが、直接公選市長が存在する地域では、市長がこのポジションに就くことも考えられる。その主な役割は地域経済開発の促進であり、その達成のため、住宅開発、都市計画、交通、職業訓練などの分野でも追加的な権限を持たせることが計画されている。前労働党政権下で誕生した法的地位を持つ「都市圏 (City Regions)」及びイングランドの全地域で締結された「地域協定 (MMAs)」は今後、「地域産業パートナーシップ」にステータスを変える可能性もあると考えられている。政府によると、地方自治体は、今年 9 月までに、近隣のどの自治体と「地域産業パートナーシップ」を組むかを決定しなければならない。

更に、ピクルス・コミュニティ・地方自治相は 2010 年 7 月、二次立法の一つである「命令 (order)」の国会への提出によって、「地域戦略 (Regional Strategies)」を作成する地域開発公社の義務を直ちに停止した。「地域戦略」は、各地域の都市計画及び住宅開発に関する戦略枠組みを定めた文書である。2004 年の導入以降、地域審議会が策定義務を負っていたが、2010 年 3 月に地域審議会が廃止された後、その役割は地域開発公社に移管していた。今回の措置により、地域の都市計画及び住宅開発に関する権限は地方自治体に戻された。また、「地域戦略」の法的根拠となっていた法律の条項は、今国会会期中に議会に提出される「地域主義法案 (Localism Bill)」の立法化によって、効力を失うことになる。

同相はまた、これに先立つ 2010 年 6 月下旬、ロンドン以外の地域の政府地域事務所 (Government Offices) についても、原則として廃止するとの決定を明らかにしている。政府地域事務所のロンドン事務所については、新連立政権が 5 月下旬に発表した政策文書で廃止の方針が掲げられていた。ロンドン以外の政府地域事務所は、今年秋の「支出見直し (Spending Review)」の発表までに廃止される見込みである。

* * *

⁹ カウンティは日本の県にあたる広域自治体であり、ディストリクトは基礎自治体である。ユニタリーは一層制の自治体である。

最後にロンドンについて触れると、ボリス・ジョンソン・ロンドン市長は 2010 年 6 月中旬、政府地域事務所 (Government Offices) のロンドン事務所廃止の決定を受け、ロンドンの行政機構の合理化を狙いとした提案を示した書簡をコミュニティ・地方自治省へ送付した。

ジョンソン・ロンドン市長の提案には以下のような内容が含まれていた。

- ・ロンドン開発庁 (London Development Agency) 及び住宅・コミュニティ庁 (Homes and Communities Agency) のロンドン担当事務所をグレーター・ロンドン・オーソリティ (GLA) に統合し、今後新設するロンドンの住宅・再開発を担当する GLA の執行機関に組み込む。
- ・「オリンピック・パーク・レガシー・カンパニー (OPLC)」¹⁰を、「ロンドン市長・オリンピック用地開発公社 (Mayoral Development Corporation)」との名称の新組織に再編し、ロンドン市長の直接の管理下に置く。
- ・「ロンドン港管理局 (Port of London Authority)」¹¹を GLA グループの一組織とする。
- ・ロンドン及びその近郊を走る鉄道について、鉄道会社に対する旅客輸送サービス提供権の付与は、中央政府の運輸大臣とロンドン市長の共同責任とする¹²。
- ・文化・メディア・スポーツ省の執行機関である「ロイヤル・パークス・エージェンシー (Royal Parks Agency)」を GLA に統合する。

これらの提案は、ロンドン議会及びロンドン自治体連合 (London Councils) からも支持されており、市長の書簡には、市長と共に、ロンドン議会及びロンドン自治体連合の議長も共同で署名していた。同省は、市長の提案に対して一定の賛意を示しており、近い将来、ロンドンの行政機構改革に関する協議文書を発表する旨を明らかにしている。

¹⁰ 2012 年のロンドン・オリンピック開催後のオリンピック用地及びオリンピック施設の再利用、開発、管理、維持などに責任を有する公的組織。

¹¹ ロンドン港における船舶の交通管理などに責任を有する公的組織。

¹² 英国の鉄道システムでは、フランチャイズ方式によって、政府から鉄道会社に旅客輸送サービス提供権が付与されている。現在は、中央政府の運輸大臣のみがこの権利の付与に責任を負っている。

【LGA グループによる再ブランド化の試み】 英国

地方自治体協議会（LGA）は 2010 年 7 月、イングランド南部ボーンマス市で開催した年次総会で、LGA グループとグループ組織の再ブランド化を目的として、それら組織の名称を変更することを明らかにした。

LGA によると、再ブランド化の目的は次の通りである。

- ・自治体に対し、LG グループ¹³が何を提供できるのかをより明確に示すと
- ・金銭的効率性（value for money）を向上させること
- ・業務効率化による経費削減を LG グループ全体で確実に実行すること
- ・LG グループが、方向性を定め、政府各省に対して更に大きな影響力を持つことにより、より強固なポジションを築くこと

同グループ及びグループ組織の新名称は下記の通りである（各欄の下段は英語名称を表示）。

旧名称（括弧内は略称）	新名称	新名称の略称
地方自治体協議会グループ (LGA グループ)	地方自治体グループ	LG グループ
Local Government Association Group (LGA Group)	Local Government Group	LG Group
地方自治体協議会（LGA）	地方自治体協議会	LGA または LG 協議会
Local Government Association (LGA)	Local Government Association	LGA または LG Association
改善・開発庁（IDeA）	地方自治体改善・開発機構	LG 改善・開発機構
Improvement and Development Agency (IDeA)	Local Government Improvement and Development	LG Improvement and Development
地方自治体雇用者協会（LGE）	地方自治体雇用者協会	LG 雇用者協会
Local Government	Local Government	LG Employers

¹³ 下記の表で示すように、地方自治体協議会グループの略称は「LGA グループ」から「LG グループ」に変更された。

Employers (LGE)	Employers	
地方自治体規制サービス調整機構 (LACORS)	地方自治体規制機構	LG 規制機構
Local Authorities Coordinators of Regulatory Services (LACORS)	Local Government Regulation	LG Regulation
地方自治体リーダーシップ・センター	地方自治体リーダーシップ協会	LG リーダーシップ協会
Leadership Centre for Local Government	Local Government Leadership	LG Leadership

これまでも、これら組織の総称を「地方自治体協議会グループ」から「地方自治体グループ」に変更し、再ブランド化しようとする試みはあった。最後にこうした試みが提案されたのは、LGA グループの組織構造の見直しが行われた 2008 年であったが、この際は、ジョン・ヒーリー地方自治担当閣外大臣（当時）によって提案が却下された。同グループの運営資金の一部は、政府から地方自治体に交付される補助金の一つである「地方交付金（Revenue Support Grant）」から拠出されているため、コミュニティ・地方自治省は、こうした提案を却下する権限を有している。

* * *

地方自治体協議会は 1997 年、カウンティ協議会 (Association of County Councils)、ディストリクト協議会 (Association of District Councils)、大都市自治体協議会 (Association of Metropolitan Authorities) の合併により設置された。2007 年には、地方自治体国際局 (Local Government International Bureau) が¹⁴、その機能に関する独立の見直し作業の結果を受けて地方自治体協議会と合併し、その後、同協議会内に新設された欧州・国際局に吸収された。

改善・開発庁 (IDeA) は、「地方自治体管理委員会 (Local Government Management Board)」に代わる組織として 1998 年に設置された。その業務は、国レベル及び地域レベルで行政サービスの改善、業績向上について地方自治体に助言・支援を提供すること、優良事例に関する情報の自治体間での共有を奨励することなどである。

¹⁴ 地方自治体国際局の機能は、イングランド、ウェールズのみならず、スコットランド、北アイルランドも含めた英国全土の地方自治体に代わり、それら自治体の国際関係の業務を手掛けることなどであった。

地方自治体雇用者協会（LGE）は、「地方自治体雇用者機構（Employers' Organisation、EO）」が、その機能及び効率性に関する見直し作業を経て LGE と IDeA に分割されたことで 2006 年に誕生した。この際、LGE は、地方自治体協議会の下部組織として設置された。

LGE は、「地方行政サービスのための全国合同会議（National Joint Council for Local Government Services）」のメンバーである。「地方行政サービスのための全国合同会議」は、イングランドの地方自治体職員の給与・待遇に関して雇用者と労働組合が交渉を行うことを目的としており、LGE は、雇用者（地方自治体）を代表して交渉に参加する。LGE はまた、地方自治体に対し、人事に関するコンサルティング業務を提供するという役割も有している。

「地方自治体規制サービス調整機構（LACORS）」は、イングランドのみならず、英国全ての地方自治体による様々な分野での規制施行及びその関連業務の監督に責任を有する。LACORS が監督する規制業務の分野には、商取引基準、食品の安全、動物愛護、酒類販売免許、ギャンブル産業、環境保護、職場の衛生安全、民間部門による住宅供給などが含まれる。

「地方自治体リーダーシップ・センター」は 2004 年、ニック・レインズフォード地方自治担当閣外大臣（当時）の主導で、地域におけるリーダーシップ育成の奨励、及びこれに関する全国的な戦略の策定を目的として設置された。同大臣は、これ以前に、同センターの前身となる「リーダーシップ育成委員会（Leadership Development Commission）」を設置していた。

同センターは 2008 年にチャリティ団体の資格を取得しており、LG グループの他の組織とは異なる法的地位を有しているが、現在も LG グループの一組織として機能している。同センターは、地域におけるリーダーシップについて地方議員を指導する役割を有し、また、前労働党政権のプログラムであった「トータル・プレース」¹⁵の策定にも深く関与していた。

やはり LG グループのグループ組織である「ローカル・パートナーシップ（Local Partnerships）」は、今回の再ブランド化の影響を受けず、従来の名称及びロゴを維持することになった。「ローカル・パートナーシップ」は 2009 年、地方自治体協議会内に設置されていた「4ps（Public Private Partnerships Programme）」の機能を引き継ぎ、地域レベルで実施される全ての PPP 事業について支援・手引きを行うことを目的として、地方自治体協議会及び「パートナーシップ UK（Partnerships

¹⁵ 「トータル・プレース」は、地域における公的支出を見直し、より効率的な資金の使い方を見極めることを目的とした前労働党政権のプログラム。

UK)」のジョイント・ベンチャーとして設置された¹⁶。なお、「ローカル・パートナーシップ」に関して「パートナーシップ UK」が有する権限は、近く財務省に移管されることになっている。

* * *

最後に付け加えると、LG グループは 2010 年 7 月上旬、2 年前に開始された民間企業へのバックオフィス業務の外部委託により、委託契約期間終了までに 1820 万ポンドの経費を削減できる見込みであることを明らかにした。

同グループは 2008 年 5 月、財務、人事、情報技術 (IT)、設備管理、カスタマーサービス、デザイン・印刷部門の業務を委託することを目的として、バックオフィス業務代行会社「リベラータ社 (Liberata)」と 10 年間の契約を結んだ。LG グループが同社に毎年支払う業務委託料は、10 年間で総計 8280 万ポンドに達する。業務委託料の額は契約時に設定されており、契約期間中に変更することはできない。最初の 3 年間の委託料は、その後の 7 年間より低く設定されている。委託対象となっている業務を LG グループ内部で行った場合に発生すると想定される経費と比較した外注による経費削減額は、物価上昇率を考慮に入れて計算すると、現在までで既に 125 万ポンドに上り、契約期間満了までには 1820 万ポンドに達する見込みであるという。

【メクレンブルク・フォアポンメルン州における郡構造改革の第 2 弾】ドイツ

メクレンブルク・フォアポンメルン州が 2005 年に、それまでの 12 郡を統合・合併することを内容とした、大幅な郡構造改革を実施しようとし、そのための法律が州議会により可決された。しかし、改革に反対する郡や野党の州議会議員が、州憲法裁判所に訴訟を起こした。2007 年 7 月の判決では、当該法律は憲法違反であるという判決が下った(月例報告 2007 年 8 月参照)。憲法違反とされた主な理由は、郡改革実施に当たって、郡の形についての原則的な基準を前もって定めていなかったこと、及び提案された郡の規模が不適切なことであった。合併により 5 つの郡ができる予定であったが、一部の郡については、すべての市民が地方自治、すなわち地方民主主義に参加できなくなる、と裁判官が判決で懸念を表明した。確かに、人口密度の低い地域では、住民の地方自治体への民主的参加機会の確保と効率的な行政執行とが対立するという問題がある。メクレンブルク・フォアポンメルン州が現在直面している人口減少や難しい経済状況下では、まさにそうである。

¹⁶ PPP は、「パブリック・プライベート・パートナーシップ (public private partnership)」の略。「パートナーシップ UK」は、1997 年に設置された「財務省タスクフォース (Treasury Taskforce)」に代わる組織として 2000 年に新設された。現在は半官半民の組織になっている。

メクレンブルク・フォアポンメルン州は、旧東ドイツ地域でバルト海に面する北部の州である。州の面積は2万3171平方キロあるが、166万人しか住んでいないので、人口密度は1平方キロ当たり72人とドイツでは最も低い。ドイツ国内では美しい風景で有名なリューゲン島とメクレンブルク湖水地方があるため、統一後には観光地としての開発がある程度進んだが、反面問題も多くなった。そのなかでも特に人口減少が大きな問題である。1990年と2010年を比較すると、人口の約12%に相当する20万人以上減少した。この傾向にある程度歯止めをかけることができたとしても、完全に止めることができる見込みがない。従って、メクレンブルク・フォアポンメルン州では、縮小する市町村と高齢化への対策が緊急課題となっている。

州政府は、以前から行政改革を推進し、州行政および地方自治体行政の改善を目指してきた。改革の目標は、効率を高め、人口減少の状況に適応可能となる行政の近代化である。行政機能の再分担はその一環であり、郡の構造改革もその一部であったが、特に郡改革が難しい問題であることが明らかになった。

財政配分に関する改革については、2010年1月の州財政調整法の施行で完了した。州と地方自治体間の税収や連邦からの交付金等の調整方法を規定する法律は各連邦州にあるが、いずれも長い交渉を経た後の成果である。

郡改革については、今回は郡の形について、前もって基本が定められた。将来の郡の形は、以下の基準を満たすことを目指すこととした。

- ① 少なくとも2つの郡を合併する(あるいは郡独立市と郡)
- ② 各郡は、その面積が4000平方キロを超えないこと
- ③ 2020年時点で郡の人口が175000人を下回らない見込みであること
- ④ 原則として現在の郡を分割しないこと
- ⑤ 規模の小さい郡独立市は郡所属市に格下げすること

郡改革についての新たな法律は、2010年7月に州議会で議決された。今回は、現在の12郡を6つに統合することが予定されている。郡独立市と呼ばれる、郡に属しない都市は6つあったが、改革では2つとなり、4つの都市は格下げとなる。郡独立市として残るのは、州首都であるシュベリン市と中世のハンザ同盟都市としての歴史を持つロストック市のみである。このように前もって郡の構造について基準を定め、さらに郡を6つにすることで、前回裁判所で問題となった、郡の形態について基準を定めなかったこと、そしてすべての住民が民主主義的に参加できないという不公平については避けることができると期待されている。しかしながら、現在でも改革に反対する声は多い。今回の郡改革は、実は定められた基準に違反している点もある。2つの郡は、4000平方キロメートルを越えている上、その内一つの郡は、人口が既に175000人を下回っている。そのため、特に格下

げとなる都市、そして郡合併で郡行政機関所在地の地位を失う都市選出の議員等が、新たな訴訟を起こすのではないかと推測されている。

郡改革が法律で予定された通りに実施されると、ドイツ全体で一番広い郡ができる。3つの郡の合併で生まれる「メクレンブルク湖水地帯 Mecklenburgische Seenplatte」という郡は、最も小規模な広域州であるザールラント州の2倍以上の広さとなる。しかし、東ドイツ地域に特別委譲される連帯基金からの財源は2019年までに終了する状況であり、人口が引き続き減少する中で、行政のコストを削減する必要に迫られている。

新しい郡の構造は2011年9月から施行される予定である。

参照

Land Mecklenburg-Vorpommern, ‘Landtag verabschiedet Verwaltungs- und Kreisgebietsreform’;

http://www.mecklenburg-vorpommern.eu/cms2/Landesportal_prod/Landesportal/content/de/aktuell/Landtag_verabschiedet_Verwaltungs-_und_Kreisgebietsreform/index.jsp

Moderne Verwaltung Mecklenburg-Vorpommern, ‘Struktur der oberen Landesbehörden’;

http://www.qbus.de/kunden/verwaltungsreform/Struktur_der_oberen_Landesbehoerden.1169.html

Moderne Verwaltung Mecklenburg-Vorpommern, ‘Kreisgebietsreform’

<http://www.qbus.de/kunden/verwaltungsreform/Kreisgebietsreform.802.html>

Demo online, ‘Nur noch sechs Kreise im Nordosten’

<http://www.demo-online.de/nachrichten/nur-noch-sechs-kreise-im-nordosten>

【ヨーロッパ: 欧州経済領域 (European Economic Area EEA) 及び欧州自由貿易連合 (European Free Trade Association EFTA)】 ヨーロッパ

ノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド及びスイスは欧州連合 (EU) の加盟国ではないが、EU 加盟国とこの4つの国が合わさって欧州経済領域 (European Economic Area EEA) を形成している。ノルウェー、リヒテンシュタイン及びアイスランドの3国は、欧州自由貿易連合 (EFTA) というグループに残っている加盟国である。EFTA は、1960年に発足し、当時の欧州経済共同体 (European Economic Community EEC) に対抗するために英国を中心に設立されたグループで、欧州の中での自由貿易を推進することを目的としていた。英国の外、オーストリア、デンマーク、ノルウェー、ポルトガル、スウェーデンそしてスイスが設立会員であった。その後、フィンランドが1961年、アイスランドが1970年、リヒテンシュタインが1991年に加盟した。しかし、EFTA の会員数は、欧州共同体への加盟のために継続して少なくなってきた。英国とデンマークは1973年に EC 加盟のため、ポル

トガルは 1983 年、オーストリア、フィンランド、スウェーデンはそれぞれ 1995 年に脱退した。しかも、スイスは欧州連合と特別条約を結び、EFTA には準会員のようなポジションである。EU の政策は、欧州経済領域への参加国にも実施されることが多いのだが、これらの国は EU 加盟国のように政策の形成に正式には参加できない。

今年 EFTA が設立 50 周年を迎えた。これを機会に、地方自治体についての顧問機関を新しく設立した。欧州連合の政策は、地方自治体にも大きく影響を与えるため、EFTA の国もこの分野における情報交換が重要となっている。新しい「EEA EFTA 地方自治体フォーラム EEA EFTA Forum of Local and Regional Authorities」は、地方自治体の代表者が参加する顧問機関として、特に EU の地域委員会 (Committee of the Regions) と EEA EFTA との連携を強化することを目指している。ノルウェーとアイスランドからの自治体代表者で構成される地方自治体フォーラムの最初の会議は、6 月 22 日にアイスランドの首都レイキャビークで開催された。最初のフォーラム会長には、ノルウェーの地方自治体連盟の会長を務めるシュコード氏 (Mr. Halvdan Skard) が選出された。

参照

EFTA homepage

<http://www.efta.int/about-efta.aspx>

EEA EFTA Forum holds inaugural meeting in Reykjavik

<http://www.efta.int/advisory-bodies/advisory-bodies-news/2010-06-22-eea-efta-forum-meeting.aspx>